



熊本県公報

第 1 2 2 8 7 号

平成 26 年 2 月 4 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 1
○救急医療機関に関する認定	(医療政策課) 8
○道路の区域変更	(道路保全課) 8
○道路の区域変更	(//) 8
○道路の区域変更	(//) 8
○道路の区域変更	(//) 9
○道路の区域変更	(//) 9
○道路の区域変更	(//) 9
公 告	
○熊本県庁舎廃棄物収集運搬業務委託	(管財課) 10
○基本測量の終了	(監理課) 12
○基本測量の終了	(//) 12
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見	(商工振興金融課) 12
登 載 依 頼	
○熊本県個人情報保護制度審議会の開催	(熊本県個人情報保護制度審議会) 13
○平成 2 5 年度第 1 回球磨地域保健医療推進協議会の開催	(球磨地域保健医療推進協議会) 13
○第 2 回熊本県子ども・子育て会議の開催	(熊本県子ども・子育て会議) 14
○熊本県立美術館協議会の会議の開催	(熊本県立美術館協議会) 14

告 示

熊本県告示第 7 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 6 年 2 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 下福良川（3 4 7 - 1 - 0 0 6）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 権現川 - 1（3 4 7 - 1 - 0 0 7 - 1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 権現川 - 2（3 4 7 - 1 - 0 0 7 - 2）

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 中洞岳川 (347-1-008)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

5 上藤木川 (347-1-009)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

6 藤木川 (347-1-010)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

7 柳谷川 (347-1-017)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町安部
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

8 うえうさ川 (347-1-019)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

9 永富川 (一の谷川) (347-1-020)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 津留谷川 (3 4 7 - 1 - 0 2 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 東無鹿ノ川 (東舞鹿野川) (3 4 7 - 1 - 0 2 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富、大窪
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 洞岳川 (3 4 7 - 2 - 0 0 8)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 上洞岳川 (3 4 7 - 2 - 0 0 9)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 原川 (3 4 7 - 2 - 0 1 6)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町安部
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 五老ヶ谷 (3 4 7 - 2 - 0 1 7)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町安部
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 16 かばんと谷 (347-2-021)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町安部
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 中園川 (347-2-022)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 下永富1 (347-1-025)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富、二和田
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 下永富2-1 (347-1-026-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 下永富2-2 (347-1-026-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 一ノ谷-1 (347-1-033-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 一ノ谷-2 (347-1-033-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 一ノ谷-3 (347-1-033-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 江尻野1 (347-1-034)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 江尻野2 (347-1-035)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町永富
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 柳谷1 (347-1-039)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町安部
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 下福良-1 (347-1-045-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 下福良-2 (347-1-045-2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 下福良-3 (347-1-045-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 下福良-4 (347-1-045-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 山出1 (347-1-046)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 脇瀬-1 (347-2-017-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 脇瀬-2 (347-2-017-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 34 江尻野3 (347-2-028)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 下益城郡美里町永富
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 35 久立(347-2-031)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町安部
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 36 柳谷2(347-2-032)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町安部
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 37 安掛1(347-2-033)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町安部
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 38 山出2(347-2-045)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 39 山出3(347-2-046)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 40 山出4(347-2-047)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
下益城郡美里町洞岳
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第80号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
峯苦医院	八代市坂本町坂本4139番地1	平成26年1月21日から 平成29年1月20日まで

熊本県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年2月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇市三久保字千町無田 214番5地先から 同所 214番27地先まで	前	6.5 ～ 7.8	27.5	やさ道交1地
			後	8.0 ～ 9.2	27.5	

2 区域を変更する期日 平成26年2月4日

熊本県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年2月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	引地本町線	天草市本町本字前原 8125番1地先から 同所 8138番1地先まで	前	5.3 ～ 8.8	169.0	単道改
			後	8.8 ～ 20.2	169.0	

2 区域を変更する期日 平成26年2月4日

熊本県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年2月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全

課において一般の縦覧に供する。
平成26年2月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上椎葉湯 前線	球磨郡水上村大字江代字中州 1519番1地先から 同所 1516番1地先まで	前	11.9 ～ 36.2	219.0	災害防 除
			後	19.6 ～ 45.9		

2 区域を変更する期日 平成26年2月4日

熊本県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年2月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内矢部 線	上益城郡山都町大字川口字木 明寺 54番1地先から 上益城郡山都町大字鶴ヶ田字 石ノ本 2300番1地先まで	前	5.1 ～ 16.1	723.0	単道改
			後	8.5 ～ 19.5		

2 区域を変更する期日 平成26年2月4日

熊本県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年2月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小川八代 線	八代郡氷川町字上松尾 459番3地先から 八代郡氷川町字本山 126番地先まで	前	4.5 ～ 26.0	550.7	防交 （道路 改良）
			後	5.0 ～ 27.5		

2 区域を変更する期日 平成26年2月4日

熊本県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年2月4日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇 土線	八代市千丁町字古閑出 775番5地先から 同所 775番4地先まで	前	13.1 ～ 27.5	21.9	やさ道 交1地
			後	13.2 ～ 27.5		

2 区域を変更する期日 平成26年2月4日

公 告

熊本県公告第52号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成26年2月4日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成26年度熊本県庁舎廃棄物収集運搬業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア 入札金額は、平成26年度熊本県庁舎廃棄物収集運搬業務委託に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 落札者決定者は、入札書に記載された各単価の金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額で契約を行うこととする。

エ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。

オ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定による審査のうえ、入札参加資格者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の集種「廃棄物処理業務」のうち「一般廃棄物収集運搬、処分」及び「産業廃棄物収集運搬、処分」に登録された者で、それらの等級格付けが「A」又は「B」と決定されたものであること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず）について熊本市長の許可を受けている者であること。
- (4) 4の(1)の提出期間の終了時において、従業員（常勤職員）を5人以上雇用しており、かつ、一般廃棄物収集運搬車両として熊本市の登録を受けた一般廃棄物収集運搬専用車両（パッカー車両）を2台以上保有している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (7) 入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成26年2月4日から平成26年2月17日までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札手続に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出等
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成26年2月4日から平成26年2月25日までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部総務私学局管財課総務・管理班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2090
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成26年2月4日から平成26年2月25日までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成26年3月4日午後1時30分から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館5階管財課分室
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成26年3月3日午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ク 2以上の意思表示をした入札
ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条の規定に基づく錯誤による入札である
と 入札執行者が認めた場合の入札
コ 入札金額と契約単価が矛盾する入札
ク その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
 - (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
 - イ 契約締結内容
 - (4) 記載の落札者と当該落札者の入札書に記載された廃棄物ごとの単価でもって契約を締結する。
 - ウ 契約の締結期限
落札決定の日から14日以内とする。
 - エ 落札者からの契約締結の申出期限
落札決定の日から7日以内とする。
 - (7) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第53号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年2月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基準点測量）	平成25年7月25日から 平成26年1月14日まで	阿蘇市、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡高森町及び球磨郡五木村

熊本県公告第54号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年2月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）	平成25年10月1日から 平成25年12月18日まで	上天草市、球磨郡相良村及び天草郡苓北町

熊本県公告第55号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により菊陽町から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年2月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ぐるぐる倉庫菊陽店
菊池郡菊陽町津久礼2795番地2号
- 2 菊陽町から聴取した意見の概要
 - (1) 地域の祭り等の行事を行う自治会等の団体に対して協力を行っていただきたい。
 - (2) 従業員の採用に当たっては、出来る限り地元からの採用をお願いしたい。
 - (3) 24時間営業の店舗であるため防犯対策及び青少年の非行防止対策に特に力を入れていただくとともに、駐車場等における適正な照明の設置、一定時間ごとの警備員

- の巡回等に配慮していただきたい。
- (4) 災害時の避難場所として駐車場等の敷地の一部を使用すること及び緊急時における店舗の物資の提供を行うことに係る協定等について、菊陽町からの要請があった場合は、協議を行っていただきたい。
- (5) 誰もが利用しやすい店舗となるようにユニバーサルデザインに配慮した店舗づくりに努めていただきたい。
- (6) 来客者及び店舗から出る廃棄物については、適切に処分し、周囲への迷惑とならないよう配慮をいただきたい。
- (7) ネオン等の光については、周辺住民の受忍の範囲内での使用をお願いしたい。
- (8) 周辺地域への騒音防止対策として、来店者等に対して表示板等によりアイドリング防止及びクラクションを鳴らさないことを促していただくとともに、店舗において使用する音楽及び営業宣伝による騒音が周辺住民等にとって受忍限度を超えるものにならないよう配慮していただきたい。
- (9) 店舗付近は交通量が非常に多く、青少年の来客が多数予想されることから、敷地内走行の安全かつ円滑化のため、誘導員及び監視員による見回りの実施等運営面での配慮をいただき事故等の発生がないようお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部菊池地域振興局総務振興課
平成26年2月4日から平成26年3月4日まで

登載依頼

熊本県個人情報保護制度審議会公告第1号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成26年2月4日

熊本県総務部長

- 1 日時
平成26年2月12日（水）
午前10時から正午
- 2 会場
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館1階101会議室
- 3 議事概要
 - (1) 会長選任
 - (2) 会長職務代理者指名
 - (3) 防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について（条例第7条第3項第8号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務）
 - (4) 平成24年度個人情報保護制度運用状況報告
 - (5) その他報告事項
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部総務私学局県政情報文書課）
（電話096-333-2068）

球磨地域保健医療推進協議会公告第1号

平成25年度第1回球磨地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。
平成26年2月4日

球磨地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成26年2月12日（水）午後3時30分から
- 2 場所
熊本県球磨地域振興局会議棟2階大会議室（人吉市西間下町86-1）
- 3 議題
 - (1) 第6次球磨地域保健医療計画の進捗状況について
 - (2) 救急医療専門部会の開催結果について

- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局（人吉保健所総務福祉課）
（電話0966-22-3107）

熊本県子ども・子育て会議公告第2号

熊本県子ども・子育て会議の会議を次のとおり開催する。

平成26年2月4日

熊本県子ども・子育て会議

- 1 開催日時
平成26年2月12日（水）
午後2時00分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館5階「審議会室」
- 3 議題
(1) 委員提出意見について
(2) 熊本県における保育・教育等の現状について
(3) 市町村の進捗状況について
(4) 熊本県子ども・子育て支援事業支援計画の構成（案）について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県子ども・子育て会議事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課次世代育成支援班）
（電話096-333-2225（ダイヤルイン））

熊本県立美術館協議会公告第1号

熊本県立美術館協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年2月4日

熊本県立美術館協議会

- 1 日時
平成26年2月6日（金）
午前10時から12時まで
- 2 場所
熊本市中央区二の丸2番
熊本県立美術館本館 事務棟2階会議室
- 3 議事内容
(1) 平成25年度事業報告について
(2) 平成26年度事業計画について
(3) 分館の指定管理者運営について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区二の丸2番
熊本県立美術館協議会事務局
（電話096-352-2111）